

## 入札及び落札条件

### 1. 入札及び落札に関して必要な資格等に関する事項

以下に掲げる者は、入札及び落札することはできません。

- (1) 市町村税（市町村民税・固定資産税・国民健康保険税等）又は法人市町村民税に関し未納がある者。
- (2) 戸沢村の職員（臨時職員を含む）。
- (3) 成年被後見人。
- (4) 未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のため同意を得ていない者。
- (5) 破産者で復権を得ない者。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき、更生手続又は再生手続の開始の申し立てがされていること(但し、再生手続開始後又は再生計画の認可決定後の者を除く)。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号に該当する者。
- (8) 契約物品引渡し後21日以内に名義変更し、当該証拠書類の提出ができない者。

### 2. 入札の無効に関する事項

次の各号の一に該当する入札は無効となります。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する入札。
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
- (3) 記名押印を欠く入札。
- (4) 金額を訂正した入札。
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- (6) 明らかに連合と認められる入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札。
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

### 3. 入札保証金及び契約保証金 免除

#### 4. 異議の申立

入札に参加した者は、入札後この説明書等についての不明を理由とし、異議を申し立てることはできません。

#### 5. 落札後（契約締結時）に必要な書類（提出部数は各1部）

個人	法人
1. 物件売払契約書 2. 本籍地の市区町村が発行した身分証明書 3. 市町村税（市町村民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税等）に関する納税証明書（滞納がないことが証明できるもの） ※非課税の場合はその証明書 ※戸沢村外からの申し込みの場合には所在地の市町村税証明書 4. 暴力団排除に関する誓約書（別紙1）	1. 物件売払契約書 2. 法人登記簿謄本（写し可） ※3ヵ月以内のもの 3. 法人市町村税に関する納税証明書（滞納がないことが証明できるもの） ※非課税の場合はその証明書 ※戸沢村外からの申し込みの場合には所在地の市町村税証明書 4. 暴力団排除に関する誓約書（別紙1）

(1) 提出期限 落札決定後7日以内

(2) 提出場所 〒999-6401

山形県最上郡戸沢村大字古口270番地

戸沢村総務課政策調整係

(3) 提出方法 上記に定める書類の全部を持参もしくは郵送で提出してください。

#### 6. 問い合わせ先

戸沢村総務課政策調整係 TEL：0233-72-2111(内線：218)

別紙 1

## 暴力団排除に関する誓約書

平成 年 月 日

戸沢村長 渡部 秀勝 様

住所・所在地

名称・商号

代表者職氏名

印

当社（私）は、

- 1 下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することのないことを誓約します。
- 2 戸沢村との契約事案について、下記に該当する者であることを知りながら下請契約又は関連する契約（資材、原材料及び物品の購入契約並びにその他の契約）を締結することはしません。
- 3 下記の該当の有無を確認するために、戸沢村から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出します。また、当該役員名簿並びにその他添付書類に記載された情報等が山形県警察本部に提供されることについて同意します。
- 4 暴力団の不当な要求には応じません。また、戸沢村との契約事案について不当な要求を受けたときは、ただちに警察署へ通報（「110番通報等」）するとともに、戸沢村に報告します。
- 5 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が物件売払契約の制限等の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（戸沢村暴力団排除条例（平成23年12月12日条例第8号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団員等（戸沢村暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であること。
- 暴力団（戸沢村暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与していること。
- 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していること。
- 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。